

スポーツ理学療法研修会 応用研修会の受講にあたって

応用研修会の受講にあたっては、原則として、一次救命処置（Basic Life Support : BLS）の講習会等を修了している必要があります。

修了を証明する下記条件を満たした証明書（修了証、認定証、等）の写し（コピー）を、応用研修会受付で提出していただきますのでご準備をお願いします。

なお、救急法講習会へのお申し込み状況は地域により違いがありますが、比較的スムーズに申し込みができる講習会もあります。一方で、①日本赤十字社講習会への申し込みは非常に込み合っているとも伺っています。各自で地域の事業を調べていただき、「応用研修会」時には「BLS講習会」が修了されていることをお願いします。万が一、救急法講習会受講が応用研修会開催後になる場合でも、救急法講習会申込みの完了を証明する受講確定証などの資料を提出して下さい。ご提示がない場合には受講ができないことを、あらかじめご了承ください。

【証明書（修了書、認定証等）の条件】

次の条件を満たすものであること。

1. 心肺蘇生法（CPR）と自動体外式除細動器（AED）に関する実習が含まれた講習会等で発行
2. CPRおよびAEDの実技について評価がなされ、その結果に基づき発行
3. 主催団体・機関、認定日、有効期限が記載
4. 有効期限内のもの
※有効期限の記載がないものに関しては、発行日から3年以内を有効とする
5. 原則として、次の団体・機関による講習会等を対象とする
 - ①日本赤十字社
 - ②消防署・消防庁
 - ③日本救急蘇生普及協会
 - ④国際救命救急協会
 - ⑤日本ライフセービング協会
 - ⑥Medics First Aid (MFA) JAPAN
 - ⑦マスター・ワークス
 - ⑧日本ACLS協会
 - ⑨American Academy of Orthopedic Surgeons
 - ⑩American Heart Association
 - ⑪American Red Cross
 - ⑫American Safety and Health Institute
 - ⑬Canadian Red Cross
 - ⑭日本救急医学会ICLS

ご不明な点はスポーツ理学療法総務小委員会までお問い合わせ下さい。

(担当野々山 / sp-soumu@japan-pt.org)